

## 「国際地域統括本部」と「国際貿易センター」

辻本 浩一郎

最近のタイ進出動向及び既存の企業、特に製造業の動向としまして、BOI（タイ投資委員会）が推進する国際地域統括本部（IHQ）と国際貿易センター（ITC）に注目が集まっています。

タイ政府としては、タイを製造拠点だけではなく、貿易拠点や周辺国の統括拠点としての機能の増大、充実化を図るため、引き続き、これら国際地域統括本部と国際貿易センターの認可制度の活用を積極的に推進していく方針です。

### <国際地域統括本部>

国際地域統括本部（International Headquarters：IHQ）とは、タイを拠点として、タイ国内及び国外の関連企業に対するサービスを提供する法人格です。BOIの認可を取得すると外資100%での設立、及び事業遂行が可能です。関連企業とは、直接及び間接で25%以上の資本関係を有する企業と定義されています。

サービスの事業範囲としましては、

1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
2. 製品の研究開発
3. 技術支援
4. マーケティング及び販売促進
5. 人事管理、トレーニング
6. 事業活動の各方面に関するアドバイス及び助言
7. 経済と投資の分析及び研究
8. ローン管理及びコントロール
9. 定められた他の支援サービス

また、上記以外にも関連会社間における原材料及び部品の調達も含まれます。付与される税的恩典は、研究開発及びトレーニング用の機械の輸入関税免除、輸出向け製品用の原材料・部品の輸入関税免除となっております。

他の恩典については、上述のように、外国人による過半数または全数の株式の保有に加え、外国人による土地所有許可、外国人技術者・専門家の導入（就労）許可が付与されています。

取得の条件といたしましては、払込資本金1千万バーツ以上、最低1カ国以上、タイ国外にある支店または関連会社を統括すること、となります。

タイを拠点に周辺国の関連会社を統括、それに伴い上記のサービス、支援を行う場合に、この国際地域統括本部は有効な手段、形態と言えるでしょう。

一つの事例といたしましては、在タイ日系商社（外資）が、日本本社やタイ国内の関連製造会社の他に、シンガポール、マレーシア、インドネシア、上海、インドに所在する関連会社に対し上記サービスを提供するために、国際地域統括本部の認可を取得し、Service Agreementを締結した上で、目下、タイを統括拠点として、これら周辺国の関連会社に対し各種サービスを提供しています。ここでのポイントは、タイが統括の拠点になり、外資形態としてサービスの対価を得るという点です。

## ＜国際貿易センター＞

続きまして、国際貿易センター（International Trading Center : ITC）です。目下、この法人格/認可を取得する企業は多いのですが、その理由としては、外国人/外国企業にも関わらず、貿易業が可能となるためです。

形態としては「卸売業」となるのですが、原材料、部品、半製品、完成品に付き、国外－国外（Out-Out）、国外－国内（Out-In）、国内－国外（In-Out）、国内－国内（In-In）の全ての商流が認められております。

タイ進出当初は製造業を遂行していた多くの企業（工場）において、貿易業を併業するために（事業の幅を広げ売上を増やす等）この国際貿易センターを取得するケースが多いのが現状です。

付与される恩典は国際地域統括本部とほぼ同等となります。条件は、払込資本金1千万バーツ以上のみとなります。もちろん、外国資本での展開が可能です。

国際貿易センターの認可件数は増加中であり、上述のような既存の製造企業や独資で貿易業を展開したい商社が申請をしています。また、日本本国では製造業だがタイ当地では貿易業を展開したい企業にも有効な手段です。

取り扱い物品は多岐にわたり、自動車や電機・電子、機械・設備、化学系に係る部品、部材、半製品から、完成品にいたっては、ソーラーパネルや産業用ロボットなどの事例があります。

国際地域統括本部や国際貿易センターをはじめ、タイ進出をご検討されておられましたら、ご相談ください。